

小城・多久地区保護司会
令和3年度 第2期地域別定例研修会

司会進行・研修部会

日 時 : 令和3年11月18日(木) 10:10～

会 場 : 三日月保健福祉センターゆめりあ

保 護 司 信 条

私たち保護司は、社会奉仕の精神をもって、

- 一 公平と誠実を旨とし、過ちに陥った人たちの更生に尽くします。
- 一 明るい社会を築くため、すべての人々と手を携え、犯罪や非行の予防に努めます。
- 一 常に研鑽に励み、人格識見の向上に努めます。

次 第

1 開会(倉富副会長)

2 「保護司信条」の唱和

3 会長挨拶(村岡会長)

4 第2期地域別定例研修会

研修テーマ

「更生保護における被害者等施策」

講 師

佐賀保護観察所

保護観察官 田村 信二 観察官

5 閉会(高木副会長)

《 その他、業務連絡 》

- ・“社会を明るくする運動”作文の参加賞について
- ・作文入賞者の学校長・保護者への案内について
- ・令和3年度 第71回“社会を明るくする運動”作文発表会について
令和4年1月15日(土曜日)ゆめぷらっと小城 大ホールにて開催

第4次犯罪被害者等基本計画を踏まえた 更生保護の在り方について

【研修のねらい】

「犯罪被害者等基本法」という法律をご存じでしょうか。同法は、「国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない」（同法前文）として、平成16年12月に制定されました。

政府においては、同法の理念に基づき、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を定め、その計画を数次にわたり見直しながら、各種取組を進めているところ、今般、第4次犯罪被害者等基本計画が閣議決定されました。同計画では、「加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実」など、更生保護に携わる私たちに関わる取組も多く盛り込まれています。

そこで、本研修では、犯罪被害について、また、更生保護が犯罪被害者等のために果たすべき役割等について改めて考えていきたいと思います。処遇の担い手である保護司の皆様には、犯罪被害者等の心情や置かれた立場等について理解を深めていただき、日々の保護観察対象者の処遇に役立てていただきたいと思います。

【目次】

- 1 「犯罪被害者」について考えてみる
- 2 刑事司法における犯罪被害者等に対する支援の変遷について
- 3 更生保護における犯罪被害者等施策
- 4 犯罪被害者等の心情等を踏まえた保護観察処遇の充実について
- 5 犯罪被害者等の心情理解（事例検討）
- 6 まとめ

1 「犯罪被害者」について考えてみる

○ 研修を始めるに当たって「犯罪被害者等」について、考えてみましょう。

(1) 1年間に日本国内で犯罪の被害に遭う人はどれくらいいるでしょう。

(2) 多くの犯罪被害者やその家族又は遺族（以下、「犯罪被害者等」とします。）は、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、被害を受けたことにより発生する「二次的被害」に苦しめられるとされています。「二次的被害」とは具体的にどのようなものでしょうか。

(3) 犯罪被害者等に対して、どういう機関がどういう支援を行っているのでしょうか。

(4) 更生保護に携わる私たちが、犯罪被害者等のためにできることは何でしょうか。犯罪被害者等が更生保護に求めるもの、期待するものは何でしょうか。

2 刑事司法における犯罪被害者等に対する支援の変遷について

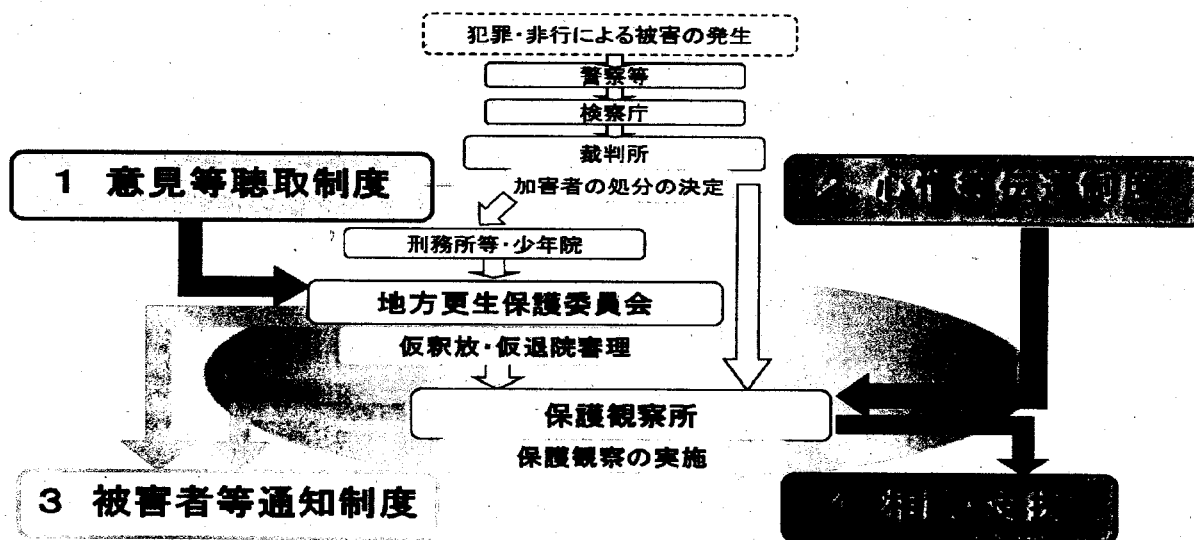
我が国において、犯罪被害者等は、長年刑事司法手続における「証拠」として扱われ、必要な配慮や支援を受けたり、意見等を示す主体として扱われたりすることもなく、社会の中で孤立した存在でした。

そのような中、多数の被害者が出た重大な事件や犯罪被害当事者の訴えを契機に、犯罪被害の深刻さが社会的に認知され、少しずつ支援の体制が整えられてきました。ここでは、そうした歴史的経緯を見ていきましょう。

- 昭和 42年 殺人事件被害者の遺族が補償を求めて運動を始める。
- 49年 三菱重工ビル爆破事件を契機として、犯罪被害者等への公的な経済支援制度の確立を求める声が高まる。
- 55年 犯罪被害者等給付金支給法が成立。
- 平成 3年 犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウムにおける犯罪被害者等の訴えが契機となり、民間による支援活動が進展。
- 7年 地下鉄サリン事件等を通じて、犯罪被害者等の心身の被害の深刻さが広く認識されるようになる。
- 9年 各地に支援団体が設立され、平成10年には全国被害者支援ネットワークが設立される。
- 12年 犯罪被害者保護二法が成立し、刑事手続における犯罪被害者保護のための制度が導入される。
- 16年 犯罪被害者等の権利と利益の保護を図ることを目的とした「犯罪被害者等基本法」が成立。
- 17年 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を盛り込んだ「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定される。
(以降、同計画は5年ごとに見直し。)
- 19年 同計画に基づき、更生保護における犯罪被害者等施策の導入。
- ↓
- 令和 3年 第4次犯罪被害者等基本計画が閣議決定される。

3 更生保護における犯罪被害者等施策

平成19年に導入された更生保護における4つの施策を御紹介します。



(1) 意見等聴取制度

地方更生保護委員会が行う仮釈放等の審理において、犯罪被害者等から、仮釈放等に関する意見等を聴取し、仮釈放等を許すか否かの判断や保護観察の実施等に当たって考慮します。

(2) 心情等伝達制度

保護観察所が、犯罪被害者等から被害に関する心情等を聴取し、保護観察中の加害者に伝達します。犯罪被害者等の希望に応じて、加害者が犯罪被害者等の心情等を聞いて述べた事項を犯罪被害者等に通知します。

(3) 被害者等通知制度

犯罪被害者等に、地方更生保護委員会から仮釈放等の審理に関する事項を、保護観察所から保護観察中の処遇状況等に関する事項を通知します。

(4) 相談・支援

犯罪被害者等からの相談に応じて、その悩み、不安等を傾聴し、その軽減を図ったり、相談内容に応じて関係機関の紹介等を行います。

※ 実施体制

全国の保護観察所では、被害者担当官及び被害者担当保護司が指名され、これらの施策の事務に当たっており、それらの者は、犯罪被害者等の心情等への配慮からその任期中、保護観察処遇等には従事しないことになっています。

4 犯罪被害者等の心情等を踏まえた保護観察処遇の充実について

ここまで刑事司法における被害者支援の歴史や更生保護における犯罪被害者等施策について学んできました。続いては、加害者の改善更生や加害者処遇の在り方について考えていきたいと思います。

(1) そもそも、更生保護の目的って何？

・更生保護法第1条

「この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助け、(中略)もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。」

(2) 本当の意味での改善更生とは？

(3) 今、どのような加害者処遇が求められている？

例えば、

・法制審議会での議論や答申では・・・

・第4次犯罪被害者等基本計画では・・・

5 犯罪被害者等の心情理解（事例検討）

犯罪被害者等の思いや置かれた状況について学ぶことは、犯罪被害者等の心情等を踏まえた保護観察処遇の第一歩になります。ここでは架空の事例を用いて、被害の実情について具体的に考えていきたいと思えます。

【架空事例①】

被害者 V は、大学1年生18歳の女性。子どもの頃から夢だった小学校教員を目指して地元大学の教育学部に進学。ダンスサークルに所属し、充実した学生生活を始めて間もない夏休みに事件の被害に遭った。

事件は、平成●年8月●日、午後9時30分頃に発生。大学で行われていたサークル活動を終え、友人と夕食を食べた後に、単身自転車で自宅を目指していた際に、加害者 A から道を尋ねられ、応じようとした際に暗闇に連れ込まれ体を触られるという性被害に遭ったもの。自宅近辺は、住宅街で夜間の人通りは多くないものの、最寄り駅まで自転車で15分程度の道のりであり、Vは高校生の時から自転車と電車を使って通学していた。

Vは、母と中学3年生の妹と生活しており、父親はこの4月以降他県において単身赴任中であつた。

Aは30代の男性。事件後、逮捕され、懲役●年の言渡しを受けた。

- ① Vの心身の状況について、本件発生直後、1ヶ月後、1年後、10年後について話し合ってみましょう。
- ② Vが犯罪被害に遭ったことで、その家族に起きた変化について話し合ってみましょう。
- ③ 将来、Aについて仮釈放審理が開始されたことに合わせて、Vが、意見等陳述制度を利用した場合、仮釈放についてどのような意見を述べるか、どのような思いから制度を利用されるのか話し合ってみましょう。

【架空事例②】

被害者 V2 は、78歳の男性。長く勤めた食品メーカーを定年退職後、妻と二人での生活。登山が趣味で、ハイキングサークルに所属し、定期的に仲間と登山を楽しんでいた。日常においては地域での役員を務めるなど人望も厚く、他県に住む2人の子どもやその孫とも年数回は行き来をし、穏やかで充実した日々を過ごしていた。

事件は、平成●年11月●日、午前10時30分頃に発生。V2が妻の買い物中に自宅で一人で過ごしていたところに、普段利用している大手百貨店の社員を名乗る者から「あなた名義のキャッシュカードで買い物をした者がいる。被害の拡大を防ぐためにキャッシュカードを警察官に預けてほしい。」旨の連絡があった。その後、V2は、自宅を訪れてきた警察官を名乗るBにキャッシュカードを渡し、手続のために必要と言われて暗証番号を伝えたことで、口座から50万円が引き出される預貯金詐欺の被害に遭った。

加害者 B は20代の男性。複数人が共犯関係にあり、指示的な役割にあった者の中には未だ逮捕されていない者もあり、事件の全容は不明。Bは、本件前後にも同じ詐欺グループにおいて同様の事件に関わっており、懲役3年の言渡しを受け、受刑し、刑期満了まで7ヶ月を残して仮釈放となった。

- ④ V2の心身の状況について、本件発生直後、1ヶ月後、1年後、10年後について話し合ってみましょう。
- ⑤ V2が犯罪被害に遭ったことで、その家族に起きた変化について話し合ってみましょう。
- ⑥ V2が心情等伝達制度を利用した場合に、どのような心情を述べるか、どのような思いから制度を利用されるのか話し合ってみましょう。

6 まとめ

更生保護における犯罪被害者等施策が導入され、十数年が経過しました。その利用件数が着実に増加し、実務に定着していった一方で、犯罪被害者等の心情を踏まえた保護観察処遇を求める声も年々高まっています。

保護観察対象者の処遇に伴う様々な困難や課題を前に、ややもすると謝罪や被害弁償が保護観察対象者任せにされたり、保護観察対象者の生活の安定を最優先にした結果、謝罪も被害弁償もされないままに保護観察が終了したりすることも、現実として少なからずあると思われます。

しかしながら、更生保護の意義に立ち返ったとき、目の前の保護観察対象者の立ち直りはその者やその周囲の人たちのためのものにとどまらず、犯罪被害者等を含めた社会のためのものだという事に気づきます。

担当される保護観察対象者に対し、謝罪や被害弁償などの対応は、その者が当然にして取り組む課題であることを示し、その課題に取り組み続けることができるように、共に考え、具体的な方策を見出し、実践を支えていただくことをお願いいたします。

ただ、犯罪被害者等の望まれる被害回復の形は犯罪被害者等それぞれで異なるものであり、実際の処遇を通じてどのように被害弁償等を進めていけばよいのかについては、犯罪被害者等への深い配慮が当然必要となってきます。それぞれのケースにおいて主任官にも御相談されつつ、「犯罪被害者等の心情を踏まえた保護観察処遇」に臨んでいただきたくよろしくお願いいたします。



犯罪被害者支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」